

## 特記仕様書

本工事を施工するにあたり、以下の事項について留意すること。

### (工事の趣旨)

本工事は水道管の布設工事である。施工時期及び工程については、沖縄県家畜改良センター監督員との調整のうえ実施すること。

### (施工基準)

本工事の施工については、下記基準に基づいて実施すること。

(水道施設設計基準・水道工事標準仕様書・品質管理基準・出来高管理基準・写真管理基準・提出書類様式集・給水装置工事施行基準)

### (施工条件等)

沖縄県家畜改良センターとの調整を図ること。

給水装置の施工においては、給水装置工事事業者が行うこと。

建設業法等遵守すること。

現場施工上変更等が生じる際は必ず協議書を提出し、監督員と協議すること。

### (工事工程関係)

#### 現場の制約・条件

- ・工期は、雨天・休日を含み、令和7年3月31日までとする。なお、休日には日曜日・祝日、および年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。
- ・竣工年月目について、特別な場合を除き原則として工期の延長は行わない。ただし、自然災害等により、工期内完了が困難な場合は、延長について協議の上決定する。

### (材料等)

管材→PE管及び鋼管を使用すること。

### (給水管)

管継手の接合にあたっては、漏水及び離脱が起こらぬよう適切な施工をすること。

#### (土工)

埋め戻しは 1 層仕上げ厚 30cm 以下ごとタンパ等により転圧し、写真で確認ができるものとする。

#### (水圧試験)

「水道工事標準仕様書」の水圧試験方法による。

#### (残土・廃棄物処分)

建設発生材を一時移動する際は別添図面記載場所に運搬するものとする。

また、アスファルト等の廃棄物処理に係る廃棄料については、本工事施工完了後、工事費支払い時に精算するものとする。

#### (暴力団員等からの不当要求に対する報告)

受注者(受注者の下請負人等を含む)は、当該契約の履行に当って、暴力団団員又は暴力団関係者から不当要求を受けたときは、遅滞なく警察に通報するとともに、発注者へ報告すること及びその他必要な措置を講ずるようにしなければならない。

#### (その他)

着工前に近接する、他の地下埋設事業者、公共交通機関等、十分協議の上施工のこと。

着工前に近接する土地所有者と境界・工作物等について十分協議、確認してから施工すること。

情報管路、NTT 管路、ガス管及び下水道管等の周辺の掘削に際しては、人力にて先掘確認後施工すること。

通行制限については道路管理者及び所轄の警察署と十分な協議を行い、指示に従って実施すること。

交通管理(歩行者、車両)には十分な配慮をし、第 3 者災害の防止に万全を期すこと。また、通行止の場合には迂回路看板等十分配置し施工すること。

施工にあたっては近隣住民、商業者と十分な説明をして、理解を得ながら施工すること。

占用位置図(横断図)の提出にあたっては、他の占用物件も記入すること。

『建設工事公衆災害防止対策要綱』を十分把握し、事故防止に配慮すること。

管破損等事故が発生した場合は、至急発注担当課へ連絡し指示を仰ぐこと。

第3者災害、労働災害、人身、物損等の事故が発生した場合、速やかに監督員へ連絡すること。二次災害を防止するための措置を除き、事故報告書及び再発防止策を提出し、発注者の指示があるまで工事の再開はできない。

発注担当課が指定する敷地内に入場する際は、担当者の指示に従い車両の洗浄・消毒等を行うこと。

